

平成 2 3 年度

門真市資金不足比率審査意見書

門 真 市 監 査 委 員

門 行 監 第 2 6 号
平成24年8月24日

門真市長 園 部 一 成 様

門真市監査委員 溝 端 稔
同 五 味 聖 二

平成23年度門真市資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、
審査に付された水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の平成23年度資金
不足比率及びその算定の基礎となる事項を審査した結果、次のとおり意見を提
出する。

平成23年度資金不足比率審査意見書

I 審査の対象

水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足比率

II 審査の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、関係法令等に従い適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

III 審査の期間

平成24年8月1日 から 平成24年8月24日

IV 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の平成23年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従いいずれも適正に作成されていると認められる。

資金不足比率

(単位: %)

会計名	平成23年度	経営健全化基準	参考(平成22年度)
水 道 事 業 会 計	—	20.0	—
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—		—

※ 資金不足額がないため、「—」で表記している。

(2) 個別意見

①水道事業会計について

水道事業においては、決算審査意見書に記載した財務の短期流動性を表示する流動比率は、565.42%となっている。

資金不足比率は、資金剰余であるため発生せず、上記流動比率からも資金状態は良好であると認められる。

②公共下水道事業特別会計について

公共下水道事業においては、資金不足比率は、資金剰余であるため発生せず、良好であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。